

令 6 薬 務 第 6 7 9 号
令和 6 年(2024年) 9 月 2 4 日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部長

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(通知)

毒物劇物の危害防止につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 6 年 9 月 20 日付け医薬発 0920 第 12 号により厚生
労働省医薬局長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会(組合)会員
へ周知していただきますようお願いいたします。

薬務課麻薬毒劇物班
担当：藤井(雄)
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029